

手話奉仕員とは

手話奉仕員養成講座を修了した者であり、市町に登録することによって、地域交流活動の促進、広報活動などの支援者として手話活動をする者をいう。

※手話奉仕員養成は、障害者総合支援法に基づき市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業となっている。（令和5年4月1日現在）